

政

令

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年三月十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第六十六号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第七十四条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 生活困窮者の雇用機会の確保及び職業の安定に関すること。

第八十条第二号中「並びに」の下に「総務課、」を加え、同条第十号中「こと」の下に「（総務課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

附 則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 後藤 茂之
内閣総理大臣 岸田 文雄

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年三月十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第六十七号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十三年法律第四百十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十三年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項第二号中「七万三千九十円」を「七万五千二百九十円」に改め、同項第四号中「三万六千五百円」を「三万七千六百円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第六条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

文部科学大臣 末松 信介
内閣総理大臣 岸田 文雄

医療法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年三月十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第六十八号

医療法施行令の一部を改正する政令

内閣は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第三十条の十五第一項並びに」を削り、「第三十条の十六第二項」の下に「第三十条の十八の二第一項並びに第三十条の十八の四第二項及び第四項」を加え、同条第三項中「第三十条の十五第一項及び」を削り、「第三十条の十六第二項」の下に「第三十条の十八の二第一項並びに第三十条の十八の四第二項及び第四項」を加える。

附 則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 後藤 茂之
内閣総理大臣 岸田 文雄

府

令

〇内閣府令第十二号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五十四号）の施行に伴い、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整理に関する内閣府令を次のように定める。

令和四年三月十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整理に関する内閣府令

次に掲げる府令の規定中「第二条第六項」を「第二条第七項」に改める。

一 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十三条の二の三第一項第二号

二 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第十七条第一号二

三 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）第一条の三第八項第二号

四 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十二条の三第一項第二号

五 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第六十八条第十六号

六 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）第四十九条第二項

附 則

この府令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。